

家族向の入居資格

申込みできる方は、申込日現在、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 東京都内に居住していること

- (1) 申込者本人が東京都内に居住する成年者（20歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票の写しで証明できること。
なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。
（未成年者どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意書を資格審査のときに提出していただきます。）
- (2) 外国人については中長期在留者で（1）のほかに、申込日から審査日まで継続して、次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の場合は、申込日において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

申込日現在、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 申込者本人と婚約している方で入居手続きまでに入籍できること。
 - イ 申込日現在、申込者本人と税法上の扶養関係にある方。
 - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者本人の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）ただし、入居しようとする世帯が「4住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- (2) 内縁関係の場合、申込日以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み
 - イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み※申込み後、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）
※出産予定の場合、申込最終日までに生まれていなければ、同居親族数には含まれません。
（ただし、生まれた子の入居は可能です。）

3 所得が定められた基準内であること

入居する方全員の年間所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。

4 住宅に困っていること

- (1) 入居する方に、住宅または土地の所有者がいる場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含まれます。)ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みことができます。
- ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、都営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本(滅失登記)を提出できること。
→資格審査のときに取りこわしの契約書等で確認します。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなること。(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)
→資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。
- (2) 入居する方に、公的な住宅(UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等)の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の資格要件にあてはまるときは申込みことができます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃(共益費を除く。)の負担月額が、世帯の年間総収入額(事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。)を月額に換算した額の20%以上であること。 →資格審査のときにUR・公社からの証明書等で確認します。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。 →資格審査のときにUR・公社からの証明書等で確認します。
	ひとり親世帯(母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者<法律上の配偶者のほか内縁(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者を含む。>のない方であり、同居親族が20歳未満の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者<法律上の配偶者のほか内縁(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者を含む。> イ おおむね60歳以上の方(申込日現在57歳以上の方) ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度~3度) カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度~3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込日現在、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかる場合で、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。 (身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間片道60分以上)
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者および障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、あるいは浴室のない都営住宅に入居している方は、上の区分にあてはまらない場合でも申込みことができます。

入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	29m ² 未満	5人	56m ² 未満
3人	39m ² 未満	6人	66m ² 未満
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満

☆壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

☆住戸専用面積には、バルコニーは含まれません。

5 入居する方が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。